

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
研究活動助成事業応募細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワークの事業として実施する研究活動助成事業（以下「研究事業」という。）のテーマの応募に必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 新生児に関する臨床研究に従事する個人。

2 同一課題での複数回の応募は認めない。

3 採択された課題の研究事業報告書が提出されるまでは、応募資格を失う。

(応募方法)

第3条 研究事業に応募しようとする者は、研究開始年度が始まる4か月前までに事務局に所定の用紙で応募する。

(助成額)

第4条 1課題につき、原則50万円、課題に特別な事情が認められる場合には最大100万円を助成額とする。

(助成対象)

第5条 助成対象には研究機関が本来準備すべきものは含めない。

(助成期間)

第6条 助成期間は原則2年間とする。

(採択結果の通知)

第7条 採択結果は研究助成審査委員会および理事会で審議し、研究開始年度が始まるまでに応募者に通知される。

(採択結果の開示)

第8条 採択された応募課題は開示される。

附 則

- 1 この細則は、理事会の議を経て変更できる。
- 2 この細則は、法人の成立日から施行する。
- 3 この細則は、令和2年4月1日から施行する。